

生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書

Agreement of Biological Resource Transfer and Treatment

1. 独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のバイオテクノロジーセンター（バイオC）は、生物遺伝資源の分譲を受けようとする者（以下「依頼者」といいます。）が、生物遺伝資源の種別に応じた様式第 1 から様式第 4 のいずれかの依頼書（以下「依頼書」といいます。）をもって生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合、当該依頼者に対し生物遺伝資源の分譲を行うものとします。
2. 依頼者は、バイオCから分譲を受けた生物遺伝資源及びその生物遺伝資源を培養、増幅等することにより生じた生物遺伝資源由来の一切の生物遺伝資源（以下、分譲を受けた生物遺伝資源と併せて「生物遺伝資源等」と総称します。）を、当該生物遺伝資源等の取扱いに熟練した者が、適切な設備及び管理の下において使用することを保証します。
3. 依頼者は、バイオCから分譲を受けた生物遺伝資源等の日本国内での取扱いにおいて、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等、生物遺伝資源等に関する日本国の法令、ガイドライン、諸規則等を厳守するものとします。
海外での取扱いにおいては、生物遺伝資源等に関するその国の法令、ガイドライン、諸規則等を厳守するものとします。
4. 依頼者は、分譲を受けた生物遺伝資源及びその複製物を第三者に使用させてはならず、また、これらを第三者へ分譲又は分与してはならないことを異議なく承諾します。
5. 依頼者は、バイオCからバイオセーフティレベル 2（注）に属する微生物株の分譲を受けたときは、受領後速やかにバイオCに対し「バイオセーフティレベル 2 微生物株受領書」を提出するものとします。
注：国立感染症研究所 病原体等安全管理規程 参照
6. 依頼者は、学会発表、論文等で生物遺伝資源等を表示する場合には、N B R C 番号を併せて表示するものとします。
7. バイオCが分譲した生物遺伝資源等に不具合があった場合、バイオCは、依頼者から生物遺伝資源の到着日から 3 0 日以内に連絡を受ければ、分譲した生物遺伝資源に代替する生物遺伝資源を依頼者に送付します。
8. 依頼者は、分譲した生物遺伝資源等の利用、増幅、譲渡、保管等一切の行為に起因し又はこれに関連して依頼者に何らかの損害が発生した場合においても、N I T E の故意又は重過失に因るものでない限り N I T E が一切の責任を負わないこと、また、N I T E が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する金額を限度とすることを異議無く承諾します。
9. 依頼者は、生物遺伝資源の分譲により当該生物遺伝資源に関し N I T E 又は第三者が保有する知的財産権その他一切の権利が依頼者に譲渡されるものでないこと、また、依頼者は本同意書に記載された限度で生物遺伝資源等を利用する権利を除き何らの権利を与えるものでないことを異議無く承諾します。
- 1 0. 依頼者は、生物遺伝資源等が潜在的な危険性を有すること、生物遺伝資源等の培養、増幅、利用、譲渡、保管その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じることとします。
- 1 1. 生物遺伝資源等を依頼者が安全に取扱えるかどうかについて、依頼者は、バイオCが必要に応じ、電話等による聴取又は公表されている資料等を調査する場合があることに同意します。
- 1 2. 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。